

論文の内容の要旨

論文題目 野生鳥獣被害対策における
住民参加型実践アプローチの多面的効果と課題
—野生サル追い払い犬事業の評価から—

氏 名 山口 薫

本研究は、農村空間における野生動物管理論の実証研究として、犬を介在した野生サル追い払い活動の実践的アプローチを分析し、その活動によってもたらされる被害意識の軽減、野生動物との軋轢緩和のメカニズムを明らかにし、その多面的効果と課題を検証することを目的とした。

近年、日本の農村では、年間 200 億円規模で推移する野生動物による農作物被害があるが、その背景には地球規模の気候変動による生息の移動や森林政策問題、野猿公苑の餌付けや経営破たんによる放置のみならず、高齢化による狩猟者の激減、過疎化による人口圧の減少や耕作放棄地の増加、農地の宅地化といった様々な要因が複合的に存在し、その結果、双方の生存空間が接近していることがある。特に農業を中心とした軋轢問題が増加した結果、近年、野生動物の捕殺数が急増した。モノを言わない野生動物への軋轢問題は、人間同士と異なり、一方的な駆除という方向性に傾きやすい。しかし、こういった対症療法的な政策は、貴重な野生動物の生態系にも影響を及ぼしかねず、生物多様性の観点からも深刻な問題となっている。そこで被害意識の管理や許容度といった軋轢解消に向けた社会的要因に着目し、新たな方向性として人間側の事象から野生動物との軋轢管理が研究されるようになってきた。

本研究では、日本人の根底にある環境倫理思想を動物観から認識し、法制度がどのように変遷してきたのか、またサルと人との関係にはどのような歴史的経緯があるのかを認識した上で、現在、野生サル被害対策を行っている全国自治体の担当者の意識、さらに獣害対策を実施している地元住民への調査から、住民主体とは何か、その地域に合った野生動物管理とは何かを論じた。

第一章の序論では、農村の野生鳥獣被害の推移と社会的要因に着目し、日本における野生動物管理について環境社会学的アプローチから次の3つの課題を抽出した。

①駆除と防除意識に内在する環境倫理思想からの課題、②保全や保護意識に対立する農業の障害物としての野生動物への政策課題、③生息地全体を取り巻く環境意識が欠如した野生動物管理への課題である。特に事例対象物の高度な知能を持つニホンザルは、あらゆる対策を講じても成果が出ず、結果的に軋轢問題に発展しやすく駆除数も増加している。

そこで防除としての追い払いに着目し、人と歴史的関わりが深い犬を活用した野生サルを追い払う事業を事例対象とする意義を明らかにした。

第二章では、課題①の環境倫理思想における動物観についての欧米の流れと法制度を俯瞰し、日本における動物観と法制度、さらに野生動物殲滅の歴史について述べた。その上で保護思想と愛護思想の相違点や、課題②の近代市民法における野生動物の法的位置付けから、事例対象物のサルや犬との社会的関係性を示した。

第三章では、本研究の事例対象であるサル追い払い犬事業に参加している全国調査の概要と結果を示した。なお「追い払い」事業は、犬がサルを本来の住処へ戻すことだが、その実施には「犬を好きか嫌いか」といった感情面の対立が伴いやすい。犬を活用したことで生じる地域における問題やその実態、課題も含めて検証した。さらに生き物である犬を活用した取り組みという点において、他の方法と比較し、住民感情も含めた意識調査を行った。

事業継続が困難な場合や、追い払いが出来なくなった犬の処遇についても明確にするため、生命倫理、終生飼育といった認識も併せて調査した。

その結果、効果的な面として犬を伴った追い払いによる農作物被害の減少と、犬のほうが人間による追い払いより効果がある、と評価が高かった。心理面では、担当者自身も犬の話題が増加して気分が明るくなったという一方、世話の大変さや犬を嫌いな人への対応に苦慮する姿勢も見られた。自治体担当者は住民の苦情の受け皿となりやすい。広報活動による周知に関しても、地域住民を対象とした説明会を実施しているところもあれば、何もしていない地域もあり、その温度差があった。苦情緩和の一環として、周知や広報活動は問題意識の共有化につながる重要な要素である。積極的に活動をしている自治体は広報活動が盛んにおこなわれていることから、住民への説明会や交流会を開くことも一つの対策として重要なことを示した。

第四章では、具体的な住民主体の活動の事例として、最多の39頭を認定登録している南木曾町を取り上げた。ここはモンキードックではなく和名で「忠犬」としている。役場では2005年に取組み開始後、2008年、2011年、2013年と独自に住民アンケート調査を実施している。アンケート調査を継続的に行っている自治体はここだけであり、この推移も踏まえて分析した。

次に、県境を越えた取り組みを実施している三重県名張市と奈良県宇陀市を調査対象地として取り上げた。両県をまたいで移動するサルによる被害が近年増加しており、農林業被害、住宅地出没、家屋への侵入が多くなってきている。2006年に名張市と宇陀市で県境を

越えた「宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会」を設立し、各市単独の防護活動のみならず、両市が協力し合ってより一層効果的な対策を行っていることから、その実践的活動を分析した。

また、人口流出が激しく集落の衰退が著しい地域で、自治体が積極的に犬の飼育者をサポートしている徳島県東みよし町の「東みよし町モンキードッグ育成協議会」も対象とした。その結果、住民自身が犬を飼育することで当事者意識を持ち、改善策を自発的に考える環境が整い、その結果として地域のコミュニケーション促進へとつながっていることが明らかになった。この活動は他の獣害対策と異なり、創意工夫をしながら犬の飼育の楽しさを通じた地域の交流促進が生まれる。また犬の福祉に配慮しながら、本来犬が持つ能力を十分に発揮させることにもつながり、飼い主側の満足度も高かった。

課題は自治体担当者と住民の協力体制の不備がもたらす影響で安易に中止してしまうことであった。それについては、取組みに積極的な自治体がモデルケースとしてその実践方法を広めることも重要である。県境を越えて移動する野生動物の情報交換をもとにした対策も、住民が主体的に管理することで効果的になることを明らかにした。

第五章では、既に中止した自治体と中止傾向にある自治体担当者を対象とし、この事業の中止に至った問題点とその経緯について調査を行った結果を示した。

特に中止した自治体の担当者は、住民の中に積極的な役割を担ってくれる人の存在を求めているが、地域住民間の協力体制が構築されていない場合は、飼い主への負担増加という結果が生じていることがわかった。また期待感が大きすぎる場合は、効果が無かったと感じていることが明らかになった。その他の問題では、犬がサルにどれぐらい効果的かについて、担当者が「科学的データが無く、効果の有無がわからない」と回答していた。さらに中止後の犬の状況調査では飼育者のペットが多かったが、把握していないところもあった。公費による訓練費負担や犬あっせんの自治体も多い為、担当者は事前に、動物の福祉や生命倫理を十分認識して対応しなければならない。

課題③からは、林縁部への農作物放置問題、庭先の柿の木による無意識の餌付けなど、この事業は環境全体を整えることで効果があることを積極的自治体の事例から明らかにした。

第六章では、事例研究から導き出した実践的アプローチを提示した。様々な阻害要因を克服しながら持続可能性を持つこの取組みは、欧米のワイルドライフマネジメントとは異なるアプローチであり、それは軋轢解消に向けた犬の存在意義と緩和効果によるものであると論じた。

住民主体のコモンズ管理として、追い払い活動が持つ公共性とレジティマシーについてもモンキードッグ倶楽部のような様々なアクターが社会参加して協働を行う場としての活動は、生物多様性を目指して戦略的に引き受ける公共性となっていくのではないだろうか」と論じた。この過程を経て、住民主体のワイルドライフマネジメントに発展する根拠となりうると考える。

事例研究のモンキードッグ倶楽部は、まさに背景が異なる様々なアクターによる動的な

存在であり、リアリティに根ざした活動によってレジティマシー獲得しうる。さらに地域、社会など周辺がその価値やシステムを認知してその活動を理解した時、国の方針や政策よりも高い次元に到達する可能性があり、未来にむけた地域社会の有り様を提示するきっかけになる。従って、本研究の事例研究対象となった地域やその活動はコモンズとしてのレジティマシー獲得への一歩であり、その結果、生物多様性の維持管理や軋轢による根絶活動を抑止する力になりうると考える。

第七章の結論では、この事業による被害意識の軽減、野生動物との軋轢緩和といった多面的効果と、3つの課題を踏まえた結論を述べた。このように地域住民の歴史的、文化的文脈に合った住民参加型実践的アプローチがコモンズ管理におけるレジティマシーにつながる可能性を論じた。

獣害問題には従来の思想の枠組みを超えた発想が必要であり、生物多様性への認識や生態系の環境といった視点からも人類、野生動物双方の生命にかかわってくることを認識しなければならない。日本が国際協力としてアジア諸国の農村開発や山間部開発を援助する上においても、野生動物の生息地における地域住民との軋轢問題を視座に入れなければ、後に重大な問題と発展しかねない。野生サル追い払い犬事業は、犬の訓練内容や活動方法を工夫することで、それぞれの国や地域に根ざした新たな野生鳥獣被害対策となる可能性がある。